

静岡県退職者福祉協議会規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、名称を静岡県退職者福祉協議会(略称：県退福協)といい、事務所を静岡市葵区黒金町5－1 4Fに置く。

(目的)

第2条 この会は、労働者福祉運動の一環として、退職者がひきつづいて相互扶助の精神を基本において、連帯と親睦を深め、労働金庫をはじめとした福祉事業団体との生涯取引を利用することにより、高齢者社会に対応した生活の安定に務めることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う

1. 居住地を単位として退職者の結集をはかる。
2. 慶弔共済給付事業
3. 健康の保持、教養文化活動をすすめ、会員相互の親睦と交流をはかる。
4. 労働者が自主的につくりあげた福祉事業団体の利用(労金、全労済等)並びに普及促進をはかる。
5. 行政に意見を反映して、高齢化福祉の充実をはかる。
6. 地域活動の推進をはかるための連絡、指導、調整。
7. その他、この会の目的達成に必要な事項。

(事務局)

第4条 この会の円滑な運営のため、本会の事務所に事務局を設置する。

1. 事務局には事務局次長ならびに事務局員を配置する事が出来る。
2. 事務局次長は、事務局長を補佐し、会務全般の業務にあたる。

第2章 組 織

(構 成)

第5条 この会は、静岡県下における各地区退職者福祉共済会の組織をもつて構成する。

第3章 加入及び脱退

(加入)

第6条 この会に加入する場合は、規約第2条の目的に賛同し、且つ一定の参加資格を得た上、所定の加入申込書に必要事項を記入し、地区事務局を経て県事務局に提出しなければならない。

一定の参加資格とは、労働金庫に年金振込指定か、または100万円以上の定期性預金(預かり資産を含む)をされている事となります。

(脱退)

第7条

1. この会を脱退するときは、その理由を付して退会届を提出しなくてはならない。
2. 次の場合は自動退会となる。
 - ア. 会費の納入がされない場合。
 - イ. 本人死亡による、弔慰金の請求がされた場合。

第4章 機関

第8条 この会は次の機関をおく。

1. 総会
2. 幹事会
3. このほか、会運営上の諸問題に対処するため、必要に応じて専門委員会を設置することが出来る。
但し、専門委員の意見は上部機関への答申に具するものであって決定権は持たない。

(総会)

第9条 この会の総会は、最高決議機関で毎年1回開催し、臨時総会は幹事会の決議により会長が召集する。
総会は、各地区より選出される代議員をもって構成する。
代議員の構成は別表による。

(幹事会)

第10条 幹事会は、この会の目的達成と事業遂行及び総会の決議事項を実施するため必要に応じ会長が召集する。

第5章 会議

(会議と議決)

第11条 この会の会議は、構成員の過半数の出席によって成立し、議事は過半数の賛成をもって決する。可否同数の場合は、議長が決する。

第6章 役員

(役員の区分)

第12条 この会に次の役員をおく。

- | | | | |
|---------|-----|---------|-----|
| 1. 会長 | 1名 | 4. 幹事 | 若干名 |
| 2. 副会長 | 若干名 | 5. 会計監査 | 2名 |
| 3. 事務局長 | 1名 | | |

(役員の任務)

第13条 役員の任務はつぎのとおりとする。

1. 会長は、この会を代表し、業務を統括し、執行上の最高責任を持つ。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
3. 事務局長は、会長の命を受け、業務を統括する。
4. 幹事は、重要事項を協議し、その決定に参画する。
5. 会計監査は、年1回以上会の会計を監査する。

(役員の選出と任期)

第14条 役員は総会において選出する。

1. 役員の選出にあたって、幹事会の委嘱した役員選考委員会が、候補者の選考をすることができる。
2. 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
3. 役員に欠員が生じた場合は、その所属地域、団体等より補充役員を選出し、直近総会までの間代行する。
4. 補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7章 会 計

(会の経理)

第15条 この会の経費は、会費及び事業団体の利用配当金等をもって充当する。

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第8章 附 則

(規約の改訂)

第17条 本規約の改訂は、総会において出席構成員の3分の2以上の同意を必要とする。

(ブロック会議)

第18条 この会は、運営上ブロック会議を設ける。

ブロック会議は別項の東・中・西ブロック会議規約により運営する。

(諸規定)

第19条 この会の運営上必要な諸規定は、幹事会で決定する。

(附 則)

第20条 この規約は、平成元年6月9日より実施する。

平成 4年 6月 8日改正

平成 5年 6月 17日改正

平成 10年 7月 3日改正

平成 14年 7月 2日改正 (第22回総会)

平成 15年 6月 13日改正 (第23回総会)

平成 16年 4月 27日改正 (第24回総会)

平成 17年 6月 7日改正 (第25回総会)

平成 18年 6月 13日改正 (第26回総会)

平成 19年 6月 14日改正 (第27回総会)

平成 21年 6月 3日改正 (第29回総会)

平成 23年 6月 8日改正 (第31回総会)

平成 25年 6月 7日改正 (第33回総会)

平成 28年 6月 15日改正 (第36回総会)

平成 29年 6月 21日改正 (第37回総会)

令和 4年 6月 21日改正 (第42回総会)